

甲賀市入札及び契約手続きに係る不当な働きかけに関する対応マニュアル

甲 賀 市

平成24年7月

甲賀市では、日頃から職員に対し、公務員倫理の遵守や綱紀肅正について、機会あるごとに職員研修を行い、周知徹底を図ってきたが、平成24年6月、昨年度発注の下水道工事の入札に関して、関係職員が競売入札妨害容疑で逮捕されるという不祥事が発生した。

今回のことを受け再発防止の観点から、入札・契約業務の透明性、中立性及び公正性の一層の向上を図ることを目的に、不当な働きかけの記録、その内容の公表等職員が外部から不当な働きかけを受けた場合の取扱いについて本マニュアルを作成した。

甲賀市としては既に、不当要求対策マニュアルを作成し運用・実施しているが、本マニュアルは特に、入札及び契約手続きについて定めた詳細な対応マニュアルである。

1. どのようなことが不当な働きかけになるのか

不当な働きかけとは、入札及び契約手続きに関し、職員に対して勤務時間の内外にかかわらず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の者の競争入札への参加又は不参加を依頼する行為
- (2) 特定の者の受注又は非受注を依頼する行為
- (3) 特定の者に有利若しくは不利となる発注方法又は入札参加条件の選定を促す行為
- (4) 公表前に予定価格、最低制限価格を聞き出そうとする行為
- (5) 公表前に発注に関する情報を聞きだそうとする行為
- (6) 公表前に入札参加予定者名又はその数を聞きだそうとする行為
- (7) 非公表の設計金額を聞き出そうとする行為
- (8) 特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのある情報を聞きだそうとする行為及び依頼をする行為
- (9) その他契約事務全般に関して手続きの公正を害するおそれのある上記以外の要求をする行為

※ 非公表又は公表前における予定価格等の教示は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条(職員による入札等の妨害)又は刑法第96条の6第1項(公契約関係競売等妨害)に低触するおそれがある。

2. 不当な働きかけに該当しないもの

- (1) 不当要求行為に該当する行為で、その対応が別に定められているもの
- (2) 陳情書、要望書等の書面によるもの
- (3) 不特定の者が傍聴できる公開の場(市議会、審議会、公聴会等)で行われたもの
- (4) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
- (5) 単に入札及び契約手続等に関する事実の確認であることが明らかなもの

3. 不当な働きかけに該当すると思われる行為があった場合の対応

(1) 記録書の作成

- 職員は、不当な働きかけに該当すると思われる行為を受けたときは、速やかに甲賀市法令遵守の推進条例施行規則第16条第1項で定める不当要求行為記録書(様式第3号)を作成し、上司(施行規則第17条の定めによる。)へ提出するものとする。
- 職員は、受けた行為が不当な働きかけに該当するか否か判断が困難なときは、上司に報告、相談をし、判断を仰ぐものとする。

(2) 不当な働きかけをした者への対応

- 職員は、不当な働きかけの相手方に対しては、不当な働きかけには応じられない旨を伝えるのは当然であるが、相手方に「これは、不当な働きかけですので、記録を取り、場合によっては公表の対象になります。よろしいですね。」という旨を伝える等、万全の配慮を行うものとする。
- 電話等での対応では、他の者を騙って不当な働きかけをしていることも考えられるため、折り返しこちらから電話をかけ直す等、本人確認は慎重に行わなければならない。

(3) 職員、上司の対応

- 職員は、不当な働きかけに該当すると思われる行為を受けた場合は単独で対応せず、複数で対応するように努め、必ず、速やかに上司に報告するとともに、その後の対応について指示を受けるものとする。
- 不当な働きかけに対しては、職員が個人で対応するのではなく組織として受け止め、組織として対応するものとする。
- 上司は、受けた行為が不当な働きかけに該当するか否かを判断し、不当な働きかけに該当すると判断した場合は担当者に記録書を作成するよう指示するものとする。
- 不当な働きかけの報告を受けた上司は、コンプライアンスマネージャーに報告するとともに不当要求行為発生報告書(様式第4号)により、コンプライアンス委員会に報告するものとする。なお、緊急を要する場合は、直ちに、コンプライアンスマネージャーとともに市長に報告するものとする。
- コンプライアンス委員会は、報告を受理したときは、当該不当な働きかけに対し、必要な助言を行い、又は措置をとるよう求め、重要な案件については、コンプライアンス審査会に報告し意見を求めるものとする。

(4) 不当な働きかけに対する措置

- 記録書の報告により事実の確認を行う必要が生じた場合は、相手方から意見聴取を行うものとする。
- 不当な働きかけの内容により
 - (ア) 警察等関係機関あるいは公正取引委員会に通報するものとする。
 - (イ) 甲賀市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止の要件に該当する場合は停止措置をとるものとする。
 - (ウ) 甲賀市ホームページ等でその内容を公表することができる。

(5) 公表に係る取扱いについて

- 公表に関しては、甲賀市法令遵守の推進条例及び同施行規則により適正に運用するものとする。

(参 考)

施行規則第17条の抜粋

(職員の上司等への報告)

第 17 条 条例第10条第1項の規定により行う上司への報告は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。

- (1) 次号から第7号に該当する者以外の職員 直属の係長又は係長相当職の職員及び所属長
- (2) 係長及び係長相当職の職員 直属の課長補佐又は課長補佐相当職の職員及び所属長
- (3) 課長補佐及び課長補佐相当職の職員 直属の課長又は課長相当職の職員及び所属長
- (4) 参事、課長及び課長相当職の職員 所属の次長、部長又は部長相当職の職員
- (5) 次長及び次長相当職の職員 所属の部長又は部長相当職の職員
- (6) 部長及び部長相当職の職員 副市長
- (7) 副市長及び教育長 市長

甲賀市法令遵守の推進施行規則 様式第 3 号(第 16 条関係)

コンプライアンス相談窓口	副市長	部長	次長	課長等	補佐等	係長等	記録者
不当要求行為記録書							
所属							
所属長名							
不当要求行為日時	年 月 日 時 分～ 時 分						
対応職員							
相手方の氏名・名称							
不当要求行為の対象事務							
不当要求行為の概要							
対応状況							
参考事項							

添付資料の有無 : 有 無

甲賀市法令遵守の推進施行規則 様式第 4 号 (第 18 条関係)

不 当 要 求 行 為 発 生 報 告 書	
所 属	
所 属 長 名	
不当要求行為日時	年 月 日 時 分～ 時 分
対 応 職 員	
相手方の氏名・名称	
不当要求行為の対象事務	
不当要求行為の概要	
対 応 状 況	
参 考 事 項	
※委員会所見	

添付資料の有無 : 有 無